

徳島県告示第四百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和七年八月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月十五日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

272		整理 番号	路線名	区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
上名西宇				同	まで	新	九・二丁四五・一	一九二・〇
三好市山城町上名字松竹 尾五九八番一地先から 同 字ウチ イシダ二五九一番二地先 まで				旧			五・二丁二二・〇	一九二・〇